

# 第 1 3 9 回山形市都市計画審議会

## 参 考 資 料

### 参 考 資 料 目 次

1	都市計画審議会諮問議案参考資料	
◇	(議第 1 号)	
	・ 地区計画について……………	1
	・ 山形北インター産業団地地区地区計画について……………	3
	・ 建築物等の用途制限の比較表……………	4
	・ 区域界図……………	5
	・ 参考図……………	6
◇	(議第 2 号)	
	・ 下水道の変更について……………	7
◇	(議第 3 号)	
	・ 産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の立地について……………	9
	・ 建築基準法 5 1 条ただし書許可に関わる法律及び解釈 (抜粋) ……	1 2
	・ 配置図……………	1 4
	・ 平面図……………	1 5
	・ 車両運行図……………	1 6
	・ 処理工程図……………	1 7
2	山形市都市計画審議会条例他	
◇	条例……………	1 8
◇	審議会運営要綱……………	2 0
◇	委員名簿……………	2 2
◇	幹事名簿……………	2 3



# 地区計画について

1 根拠法令  
都市計画法第12条の5

## 2 概 要

建築基準法では建築物の敷地・構造・設備及び用途に関する最低の基準を定めているが、地区の特性に応じて、地区内における更なる良好な市街地環境の形成保全を図るため、建築物の用途及び形態などに関する制限や道路及び公園等の配置等について、地区住民の同意に基づき、きめ細かく定めるものである。

## 3 内 容

地区計画は、「区域の整備・開発及び保全の方針」と「地区整備計画」のふたつの要素から構成される。

(1) 区域の整備・開発及び保全の方針

①地区計画の目標 ②土地利用の方針 ③地区施設の整備方針 ④建築物等の整備方針

(2) 地区整備計画

①地区施設の配置及び規模

地区施設とは主として、地区住民の利用する区画道路、小公園、緑地、広場、その他の公共空間をいい、それらの配置や規模を定めることができる。

②建築物等の制限

地区計画で定めることができる項目	
建築物の用途	建築物等の用途の制限 〔例〕 ・建築できないものを定める場合 畜舎、コインランドリー など ・建築できるものを定める場合 低層住宅地区：第一種低層住居専用地域に建築できる 建築物は建築可能
工作物の用途	工作物の用途の制限 〔例〕 コイン洗車場、自動販売機
壁面の位置の制限	壁面の位置の制限 〔例〕 道路境界から1.5m、隣地境界から1.2m
建築物の形態、デザイン	建築物の形態又は意匠の制限 〔例〕 過度な盛土により環境の悪化を防ぐため、道路の最低の高さから50cm以下
垣又は柵の構造	垣又は柵の構造の制限 〔例〕 良好な街なみ景観形成のため、生垣を奨励
敷地面積	建築物の敷地面積の最低限度 〔例〕 200㎡
容積率、高さの最低限度 あるいは最高限度	建築物等の高さの最高限度 〔例〕 一般住宅地区 12m 容積率の最高限度 〔例〕 低層住宅地区 10/10 (100%)
建蔽率の最高限度	建蔽率の最高限度 〔例〕 低層住宅地区 5/10 (50%)

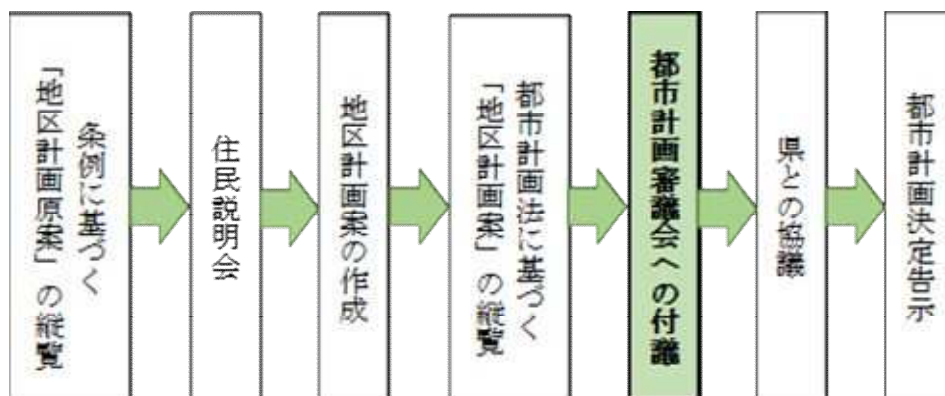
③草地や樹林地の保全

〔例〕 現在ある草地や樹林地を残すことを定める。

#### 4 地区計画決定状況

名称	当初決定年月日
(1) 土樋地区 (馬見ヶ崎)	平成 3年 9月
(2) 白山地区	平成 5年11月
(3) 馬上台地区	平成 6年10月
(4) 南館地区	平成 7年 6月
(5) 吉原地区	平成 9年 7月
(6) 駅西地区	平成 9年 7月
(7) 成沢地区	平成10年 2月
(8) 芸工大地区	平成11年 6月
(9) 高原地区	平成11年 6月
(10) 十日町地区	平成12年 8月
(11) 嶋地区	平成14年 1月
(12) 坂巻地区	平成14年 1月
(13) 村木沢地区	平成14年 7月
(14) 蔵王みはらしの丘地区	平成14年12月
(15) 下反田地区	平成15年 1月
(16) 七日町721ブロック地区	平成15年 7月
(17) 船町メ張地区	平成15年 8月
(18) 東中野地区	平成16年 1月
(19) 県立中央病院東地区	平成16年10月
(20) 樫沢産業団地地区	平成26年 6月
(21) 山形北インター産業団地地区	今回決定

#### 5 都市計画決定までの手続き



#### 6 その他

- 地区整備計画に定める建築物等に関する事項のうち特に重要なものについては、「山形市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」に定め、建築基準法に基づく制限を行う。
- 地区整備計画が定められた土地の区域内で、土地の区画形質の変更や建築物の建築等の行為を行う場合、その行為者は、その行為が地区計画に適合している旨、市長への届け出る必要がある。

# 山形北インター産業団地地区地区計画について

## 1 決定の具体的理由

本地区は、山形市北東部に位置し、東北横断自動車道酒田線山形北インターチェンジや都市間連携道路の南北軸である都市計画道路上山形天童線（国道13号）、東西軸である都市計画道路天童鮎洗線に近接し、自動車交通の利便性が高い。

山形市は、現在既存の産業団地に空きがなく、企業誘致や市内企業の規模拡大・移転の受け皿として新たな産業集積地の開発が必要となっている。

そこで、本地区において、既存の産業団地と連携する新たな産業団地として、産業活性化を促進するための土地利用を誘導するとともに、無秩序な開発を抑制し、周辺環境との調和した良好な都市環境の形成と維持を図るため、地区計画の決定を行うものである。

## 2 地区計画の概要

①名称 山形北インター産業団地地区地区計画

②位置 山形市寺西の一部、千石の一部、西越の一部

③面積 約22.4ha

④地区計画の目標

東北横断自動車道酒田線の山形北インターチェンジや国道13号に近接する自動車交通の利便性が高い地区の特性を踏まえ、周辺環境と調和した産業活性化を促進する土地利用を誘導する。

⑤地区整備計画における主な規制

- ・建築物等の用途の制限 別添（参考）建築物の用途制限のとおり
- ・建築物の容積率の最高限度 20/10
- ・建築物の建蔽率の最高限度 6/10
- ・壁面の位置の制限 道路又は隣地境界線から2m
- ・建築物の高さの制限 20m

## 3 今後のスケジュール（予定）

都市計画決定告示：令和4年8月上旬

開発許可協議成立：令和4年10月

条例議決：令和4年12月定例会

造成工事：令和5年夏頃より

分譲開始：令和8年度中

(参考) 建築物の用途制限

用途区分	北1C産業団地		中央1C産業団地	都市計画法		備考
	産業団地A地区	産業団地B地区		準工業地域	工業地域	
	産業団地A地区	産業団地B地区		工業専用地域	工業専用地域	
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	x	x	x…(1)	○	○	x
店舗等	①	x	①	○	○	③
店舗等の床面積が50.0㎡以下	x	x	x…(2)	○	○	③
店舗等の床面積が50.0㎡を超え、10,000㎡以下のもの	x	x	x	○	x	x
店舗の床面積が10,000㎡を超えるもの	○	○	○	○	○	○
事務所等	x	x	x	○	x	x
ホテル、旅館	x	x	x	○	○	x
ボート場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、ハッティンク練習場等	x	x	x	○	○	x
カラオケボックス等	x	x	x	○	○	○
麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	x	x	x	○	○	x
劇場、映画館、演芸場、観覧場	x	x	x	○	x	x
キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等	x	x	x	▲	x	x ▲個室付浴場等を除く
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	x	x	x	○	x	x
大学、高等専門学校、専修学校等	x	x	○	○	x	x
図書館等	x	x	x	○	○	x
調査派出所、一定規模以下の郵便局等	x	x	○	○	○	○
神社、寺院、教会等	x	x	x	○	○	○
病院	x	x	x	○	x	x
公衆浴場、診療所、保育所等	②	x	○	○	○	○
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	x	x	x	○	○	x
老人福祉センター、児童厚生施設等	x	x	○	○	○	○
自動車教習所	x	x	○	○	○	○
単独車庫	○	○	○	○	○	○
建築物付属自動車庫	○	○	○	○	○	○
倉庫倉庫	○	○	○	○	○	○
倉庫(15mを超えるもの)	x	x	x	○	○	○
危険性や環境を悪化されるおそれが非常に少ない工場	○	○	○	○	○	○
危険性や環境を悪化されるおそれが少ない工場	○	○	○	○	○	○
危険性や環境を悪化されるおそれがやや多い工場	○	○	○	○	○	○
危険性が大きいおそれが著しく環境を悪化させるおそれがある工場	x	△	x	x	○	△一部の工場を除く
自動車修理工場	○	○	○	○	○	○
量が非常に少ない施設	○	○	○	○	○	○
火薬、石油類、ガスなどの	○	○	○	○	○	○
危険物の貯蔵・処理の量	○	○	○	○	○	○
量がやや多い施設	○	○	○	○	○	○
量が多い施設	x	○	x	x	○	○

①：日用品販売店や飲食店等（第一種中高層住宅専用地域と同じ）

②：公衆浴場、診療所は除く

(1)：工場等と同一又は隣接する敷地内にある寄宿舎は除く

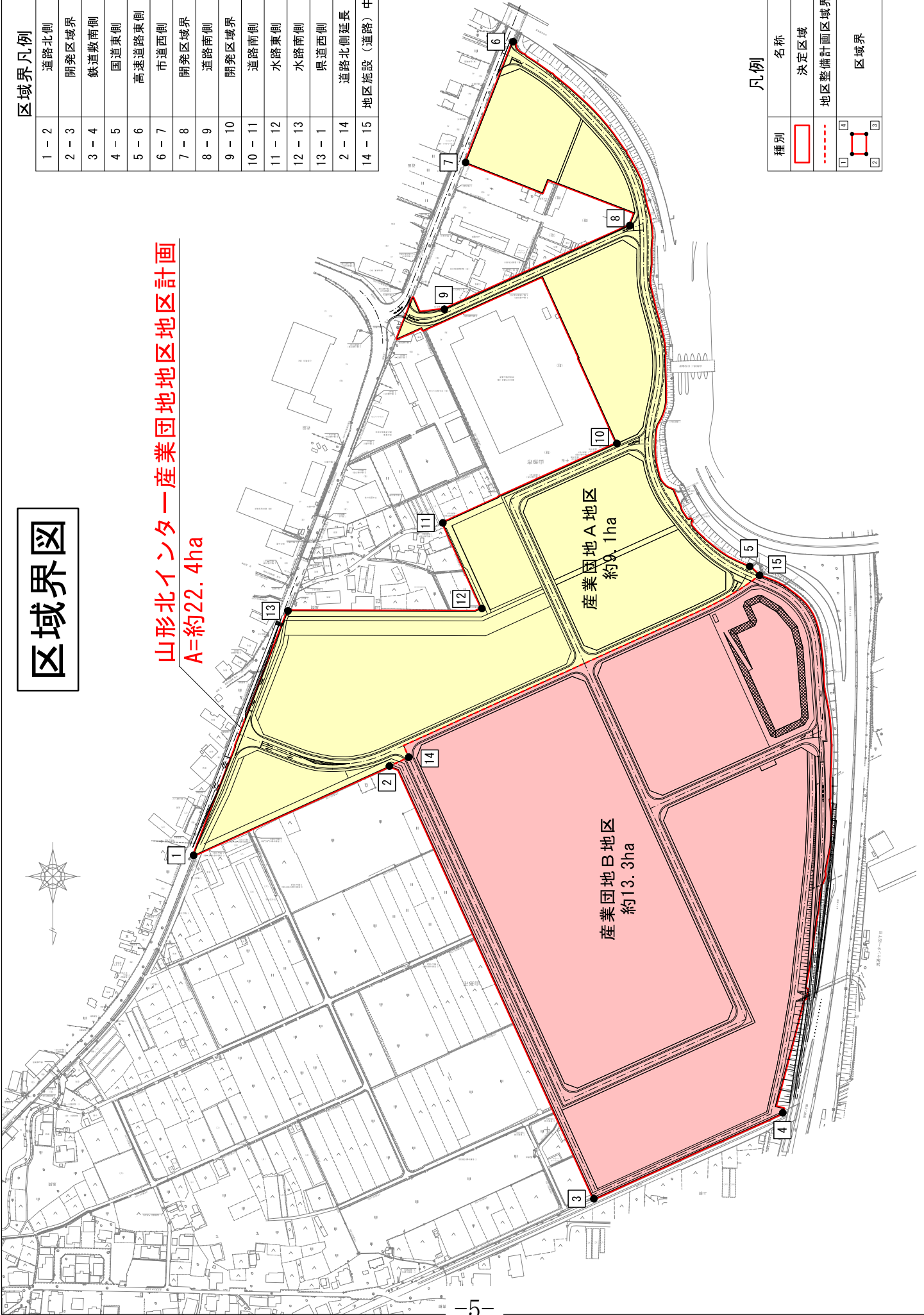
(2)：工場・倉庫と併設する店舗等は建築可

# 区域界図

## 区域界凡例

1-2	道路北側
2-3	開発区域界
3-4	鉄道敷南側
4-5	国道東側
5-6	高速道路東側
6-7	市道西側
7-8	開発区域界
8-9	道路南側
9-10	開発区域界
10-11	道路南側
11-12	水路東側
12-13	水路南側
13-1	県道西側
2-14	道路北側延長
14-15	地区施設(道路)中心

山形北インター産業団地地区地区計画  
A=約22.4ha

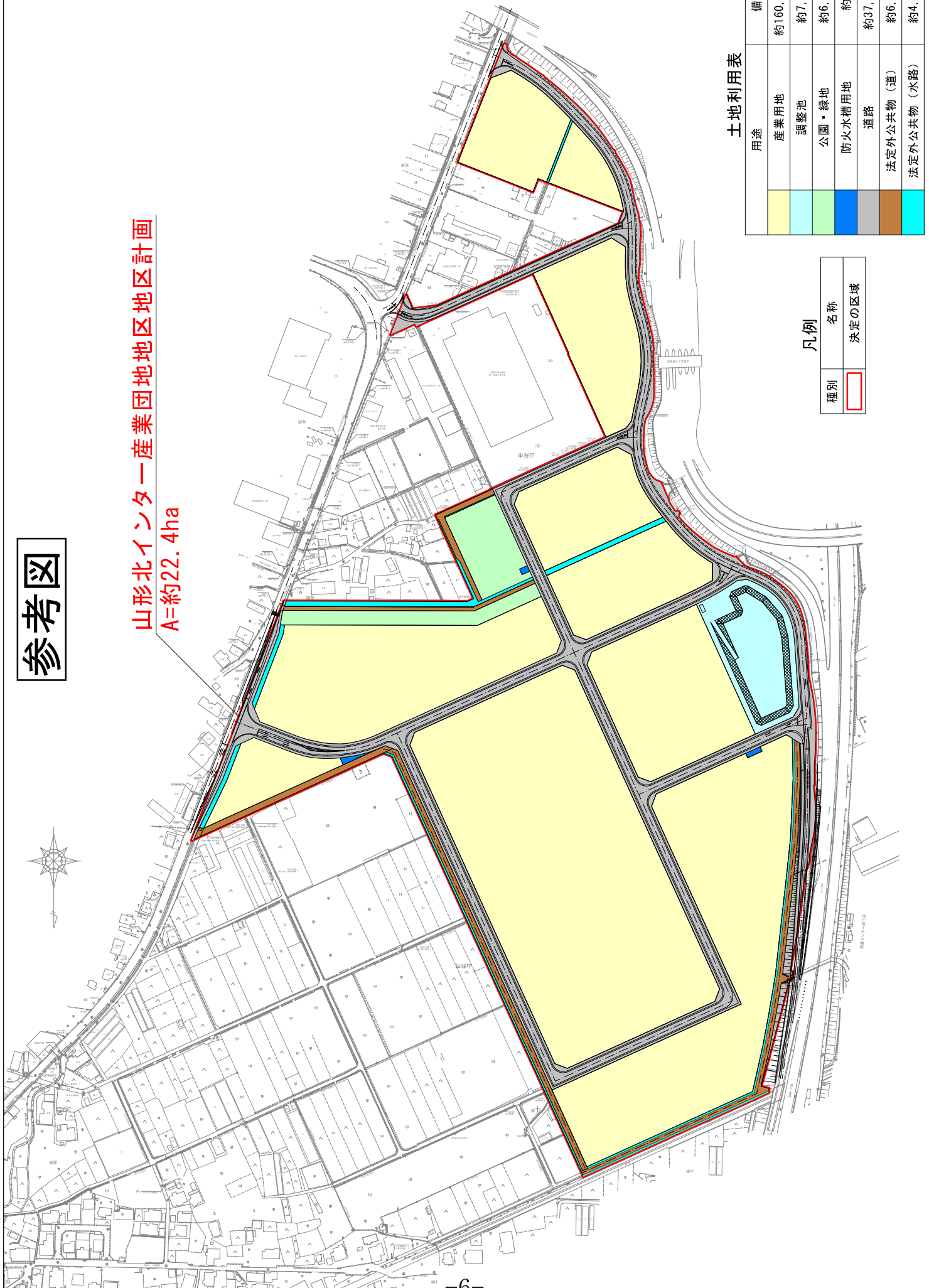


## 凡例

種別	名称
—	決定区域
---	地区整備計画区域界
□	1
□	2
□	3
□	区域界

# 参考図

山形北インター産業団地地区計画  
A=約22.4ha



土地利用表

用途	備考
産業用地	約160,800㎡
調整池	約7,800㎡
公園・緑地	約6,900㎡
防火水槽用地	約200㎡
道路	約37,100㎡
法定外公共物(道)	約6,900㎡
法定外公共物(水路)	約4,300㎡

凡例

種別	名称
<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	決定の区域



## 下水道の変更について

1 根拠法令 都市計画法第11条第1項第3号

2 概要 下水道は、生活環境や都市環境の改善、雨水の排除による浸水の防除、河川や海など公共用水域の水質保全を図るための都市基盤施設として、都市には必要不可欠な社会資本となっています。

山形市においては、昭和36年より汚水事業に着手しており、下水道整備率は令和3年度末で99.3%となっています。また、雨水事業については、昭和45年より事業を実施し浸水箇所の解消に努めています。

3 変更の内容 以下の地区について排水区域を追加するものです。

区域追加箇所（汚水・雨水とも）

番号	地区名	処理分区名	面積(ha)	備考
1	楯山地区（寺西）	山形東処理分区寺西分区	22.0	整備区域の拡大
2	山寺地区	山寺処理分区	0.1	開発行為により整備済み
3	高瀬地区	山形東処理分区大森分区	0.5	開発行為により整備済み
4	楯山地区	山形東処理分区落合分区ほか	1.1	開発行為により整備済み
5	出羽地区	山形東処理分区山形東分区	4.9	開発行為により整備済み
6	明治地区	山形東処理分区山形東分区	0.1	開発行為により整備済み
7	鈴川地区	山形東処理分区落合分区	1.3	開発行為により整備済み
8	千歳地区	山形東処理分区落合分区	5.9	開発行為により整備済み
9	大郷地区	馬見ヶ崎分区ほか	5.3	開発行為により整備済み
10	金井地区	内表船町処理分区ほか	1.5	開発行為により整備済み
11	飯塚地区	山形西処理分区上飯塚分区	0.3	開発行為により整備済み
12	樫沢地区	上樫沢処理分区ほか	0.6	開発行為により整備済み
13	大曾根地区	反田処理分区ほか	0.7	開発行為により整備済み
14	村木沢地区	山形西処理分区村木沢分区	0.2	開発行為により整備済み
15	西山形地区	山形西処理分区門伝分区ほか	1.5	開発行為により整備済み
16	本沢地区	山形西処理分区長谷堂分区ほか	0.4	開発行為により整備済み
17	南沼原地区	沼木第1処理分区ほか	0.6	開発行為により整備済み
18	南山形地区	ニュータウン第6処理分区ほか	1.2	開発行為により整備済み
19	蔵王地区	山形南処理分区蔵王成沢分区	0.2	開発行為により整備済み
20	滝山地区	山形中央処理分区西藏王分区ほか	0.2	開発行為により整備済み
21	東沢地区	山形中央処理分区南第2分区	0.4	開発行為により整備済み
合 計			49.0	

- 4 具体的理由 都市における排水処理は都市づくりの基本であり、下水道は居住環境・都市環境の改善、河川や湖、海等の公共用水域の水質保全、都市の雨水浸水の防除等を図るための都市基盤施設として、都市には必要不可欠な社会資本となっている。
- また、近年は市民生活様式の高度化、自然環境の保全からも市街地のみならず周辺区域についても下水道等を中心とした排水処理施設の整備が進められている。
- 下水道事業区域内においては、令和3年度末時点で汚水管渠整備率は99.3%、雨水管渠整備率は32.2%となっている。
- 今回の変更は、生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るため、既決定区域約5,887haに、(仮称)山形北インター産業団地予定地の寺西地区で約22haの区域の拡大を行うとともに、開発行為による整備済み区域の千歳地区ほか約27haの区域の拡大を行い、排水区域を約5,936haに変更するものである。

## 産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の位置について（山形市）

申請者 株式会社キヨスミ産研

### 1. 都市計画区域内での産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の立地について

建築基準法において、都市計画区域内での産業廃棄物及び一般廃棄物処理施設は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ建築することはできませんが、特定行政庁（山形市）が都市計画審議会の議を経て、都市計画上支障がないと認めて許可すれば建築することができます。

今回は、既存の建築物を利用するため建築物の新築・増改築はありませんが、基準値を超えた処理能力の破砕機に更新するため、建築基準法第51条ただし書の規定により許可が必要となるものです。

### 2. 事業概要

株式会社キヨスミ産研は、本社を申請地内に置き、事業系一般廃棄物や産業廃棄物の運搬・処理を行っており、保有する中間処理施設、焼却設備、最終処分場にて、収集から埋立てまでの一貫処理を行っています。

現在の破砕機は、設置から約20年が経過し老朽化しており、機械の更新を計画しています。新たな破砕機は、廃棄物をより細かく破砕することが可能であり、圧縮効率が向上し、焼却不可能な廃棄物の最終処分場への運搬回数が減少すること、破砕機の処理能力向上により稼働時間が減少すること、及び焼却時の燃焼効率が向上することから環境負荷の低減が可能となります。また、今回の破砕機の更新に伴う、廃棄物の受入れ量及び計画処理量に変更はありません。

### 3. 産業廃棄物及び一般廃棄物処理施設の概要

廃プラスチック類、木くず、一般廃棄物の破砕機(更新)

施設の種類	破砕施設			
施設稼働日数	276日/年			
施設稼働時間	午前8時00分から午後5時00分（実働8時間）			
廃棄物の種類 及び処理能力 ・計画処理量		申請 破砕機処理能力 (t/日)	既存 破砕機処理能力 (t/日)	計画処理量 (t/日)
	廃プラスチック類	105.39	31.40	29.6
	木くず	169.50	29.60	4.9
	一般廃棄物	90.01	28.30	5.1

※計画処理量：実際の稼働処理量

### 4. 搬入出計画

#### (1) 搬入出経路

申請地の北からの廃棄物は、県道山形白鷹線、市道西部工業幹線を経由し、市道西部工業環状線に入り、申請地に搬入されます。申請地の南からの廃棄物は、国道348号、市道西部工業幹線を経由し、市道西部工業1号線に入り、申請地に搬入されます。申請地周辺の農道は通行禁止としています。

#### (2) 搬入出台数

搬入出車両は、現在、最大30台/日(大型車両20台、小型車両10台)であり、台数の増加はありません。

### 5. 許可基準の適合について

「建築基準法第51条ただし書許可基準適合状況確認表」のとおりですが、支障ないものと判断されます。

「建築基準法第51条ただし書許可基準適合状況確認表」

許可基準	適合状況
溢水、湛水、津波、高潮等による災害発生の恐れのある土地及び土砂災害特別警戒区域の以外	どの区域にも含まれていない。
(1)都市計画に関する上位計画に適合していること 県の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び市の「都市計画に関する基本的な方針」と整合が図られていること	用途地域は工業専用地域であり、適正な都市的土地利用との整合性が図られているものである。
(2)敷地の位置については原則として次の要件を満たしていること ①申請に係る敷地に用途地域が定められている場合は、設置しようとする供給処理施設が用途地域の建築規制に適合すること(特に、廃棄物処理施設は周辺地域に騒音、振動等の影響を与える可能性が大きく、原則として工業地域又は工業専用地域での立地が望ましい。) ②申請にかかる敷地が都市計画法第7条に定める市街化調整区域に存しないこと	①用途地域は工業専用地域であり、建築規制に適合している。 ②市街化調整区域に存しない。
(3)周辺環境に与える影響について 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づき、周辺地域の生活環境に及ぼす影響について必要な調査を行い、求められる基準以下とするよう所要の措置が施されること	生活環境影響調査を行い、求められる水準以下となっている。
(4)道路の基準 当該申請地の接する道路が基準を満足すること 敷地面積 0.3ha 未満 6m以上、0.3ha 以上 9m以上 * 例外規定(周囲の状況により交通安全上支障がないと判断される場合は、6m以上とすることができる。)	敷地面積 約 1.4ha 前面道路幅員 西側:12.0m、北側:9.0m 支障なし。
(5)住民説明会の開催 当該申請地から半径 500メートル以内の居住者、企業等に対して許可申請以前に事業計画の概要について事前説明を行っていること	①本沢地区、前明石地区、東前明石地区の住民 各地区の自治会長に概要を説明し、回覧にて住民に周知した。 ②企業 山形鋳物工業団地協同組合、山形西部鉄鋼団地協同組合に概要を説明し、事務局員が各企業に説明した。 いずれも計画内容に異議等は無く終了した。
(6)廃棄物処理施設設置許可 申請に係る供給処理施設が廃棄物処理施設である場合、当該廃棄物処理施設について廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)の規定に基づく設置許可を受ける見込みのあること	許可の見込みであることを、山形市環境部廃棄物指導課に確認済み。

## 参考:環境対策

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、当該産業廃棄物処理施設を設置することに伴い発生する大気汚染、水質汚濁、騒音、振動又は悪臭に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に及ぼすおそれがあるものを対象として生活環境影響調査を行うこととしている。

なお、調査事項については、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)により施設の種類及び規模並びに処理される廃棄物の種類、性状、地域特性を勘案して、具体的な項目を選定している。

生活環境影響要因と生活環境影響調査項目 関連表

調査事項	要因	施設の稼働	施設排水の放出	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
	影響調査項目				
大気汚染	粉じん・ 二酸化窒素	○ 破砕機は屋内に設置し、自然気化する程度の散水を実施して破砕することから、粉じんは低濃度に押さえられ広範囲に拡散することはないため除外	—	—	○ 交通量(10,139台/12h(国道348号)、14,547台/12h(県道山形白鷹線))が相当程度変化するとは考えられないため除外 (搬入出回数計30台)
水質汚濁	生物化学的酸素要求量・浮遊物質	—	○ 破砕施設からの排水がないため除外	—	—
騒音	騒音レベル	◎ ・西部工業団地規制基準 西側敷地境界の予測値(昼間) 64dB ≤ 70dB 基準値 破砕機から最も近い民家の予想値(昼間) 43dB ≤ 55dB 基準値 ※現在と同等の騒音レベル	—	—	○ 大気汚染と同様の理由により除外
振動	振動レベル	○ 破砕機から2m地点の予測値 53dB 申請地から最寄り住居までの距離が360mあり 距離的減衰による予測から影響なしと判断し除外	—	—	○ 大気汚染と同様の理由により除外
悪臭	臭気指数	—	—	○ 破砕施設は屋内に設置され、臭気が大量に拡散することは考えにくい ため除外	—

◎:関連性があるため予測及び評価を行った項目

(当該地域が工業専用地域であることから、山形西部工業団地環境保全要綱が適用される)

○:関連性はあるが影響軽微であるため、調査項目から除外した項目

(除外する項目については、調査を行う必要がないと判断した理由を記載)

—:もともと関連性がないと考えられる項目

## 建築基準法第51条ただし書許可に関わる法律及び解釈（抜粋）

### ○建築基準法

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

第五十一条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

#### ※都市計画においてその敷地の位置を決定する特殊建築物について（都市計画決定）

→都市計画区域に必要不可欠なものであり、かつ、公共・公益性を有し、恒久性が担保されるもの

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

#### ※ その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可する特殊建築物について（建築基準法第51条ただし書き許可）

→ 土地利用計画上立地を承認できるが、民間事業者によるものや施設の永続性・恒久性が担保されないもの

#### ※ その敷地の位置が都市計画上支障がないと判断する際に必要な項目について

- ①都市内の位置：上位計画との整合、都市内の施設の配置  
②敷地条件：立地区域  
③環境保全：周辺地域に与える影響  
④交通処理：接道道路幅員、搬出入経路  
⑤地元周知：事前説明

### ○建築基準法施行令

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和）

第三百十条の二の三 法第五十一条ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

五 法第五十一条ただし書の規定による許可を受けた汚物処理場若しくはごみ焼却場その他のごみ処理施設の用途に供する建築物又は法第三条第二項の規定により法第五十一条の規定の適用を受けないこれらの用途に供する建築物に係る増築又は用途変更

増築又は用途変更後の処理能力が、それぞれイ若しくはロに掲げる処理能力の一・五倍以下又は四千五百人（総合的設計による一団地の住宅施設に関して当該団地内においてする場合にあつては、一万五千人）以下のもの

イ 当該許可に係る建築又は用途変更後の処理能力

ロ 初めて法第五十一条の規定の適用を受けるに至った際の処理能力

六 法第五十一条ただし書の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物又は法第三条第二項の規定により法第五十一条の規定の適用を受けない当該用途に供する建築物に係る増築又は用途変更

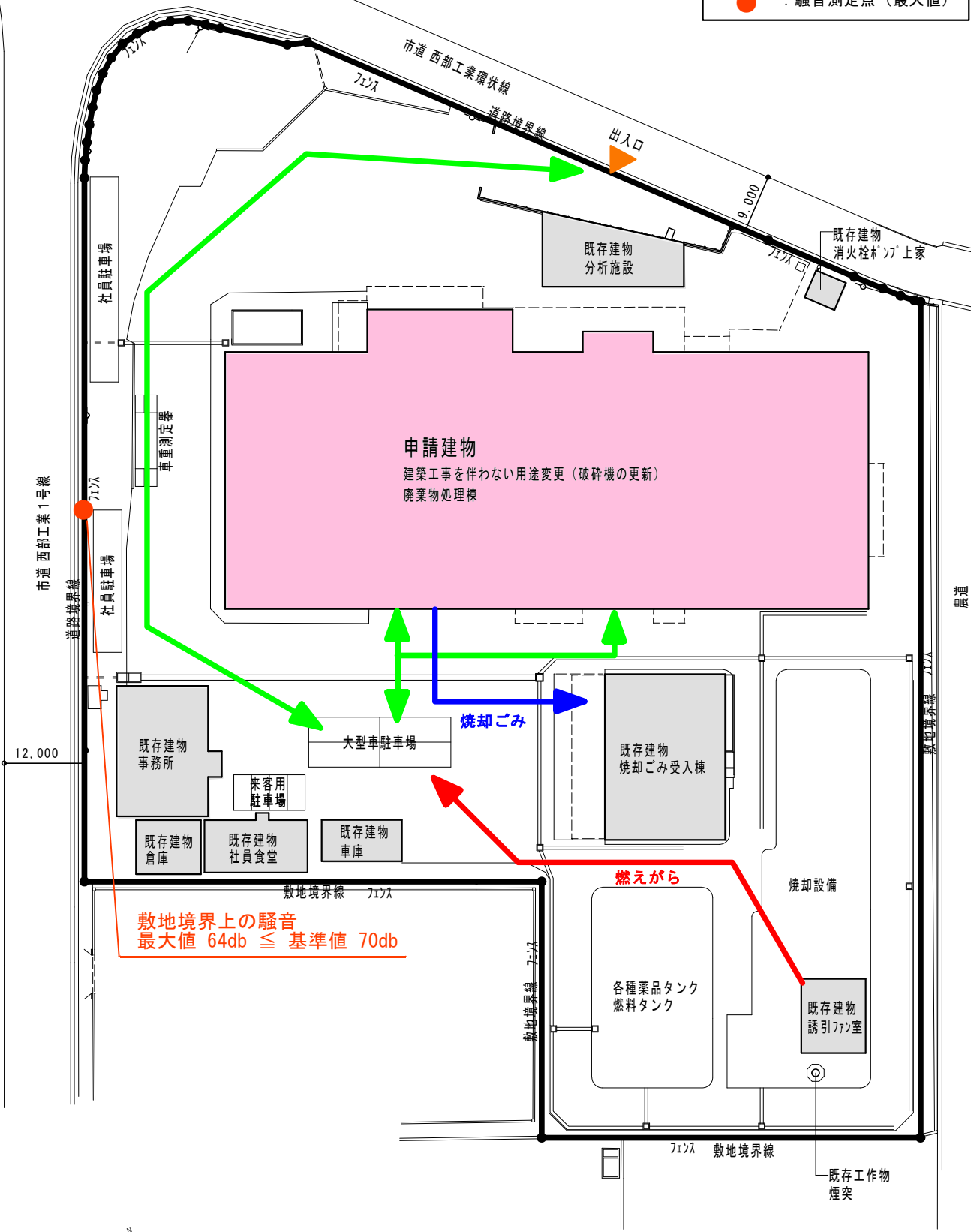
増築又は用途変更後の処理能力が、それぞれイ若しくはロに掲げる処理能力の一・五倍以下又は産業廃棄物処理施設の種類に応じてそれぞれ第三号に掲げる処理能力の一・五倍以下のもの

イ 当該許可に係る建築又は用途変更後の処理能力

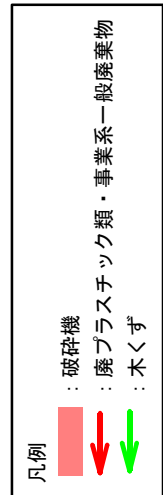
ロ 初めて法第五十一条の規定の適用を受けるに至つた際の処理能力

配置図

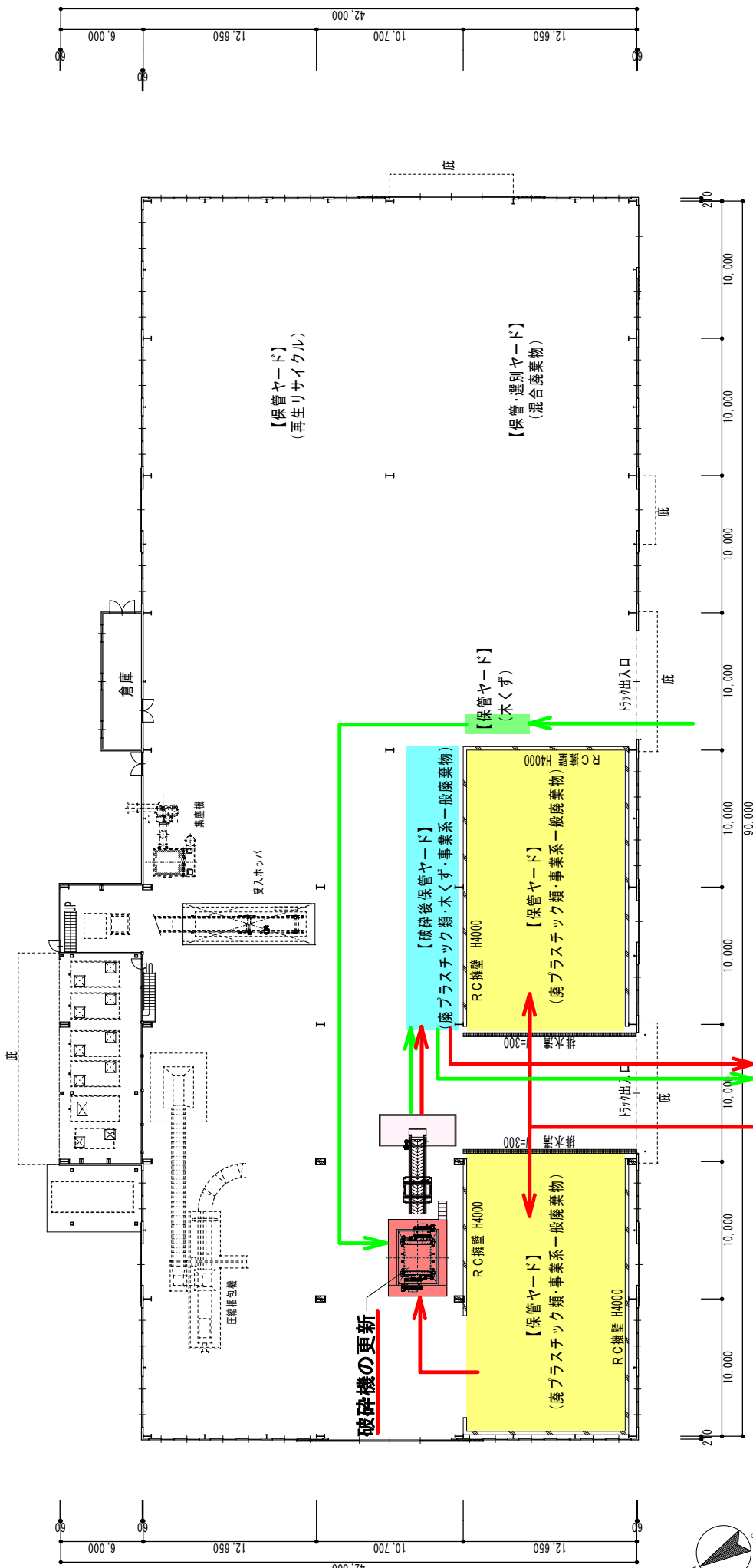
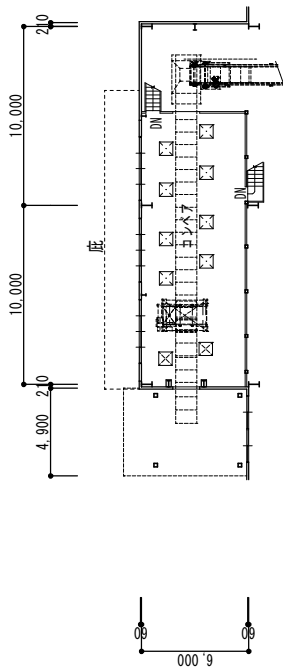
- 凡例
- : 申請部分
  - : 既存建築物
  - : 車両動線
  - : 焼却ごみ
  - : 燃えがら
  - : 騒音測定点 (最大値)





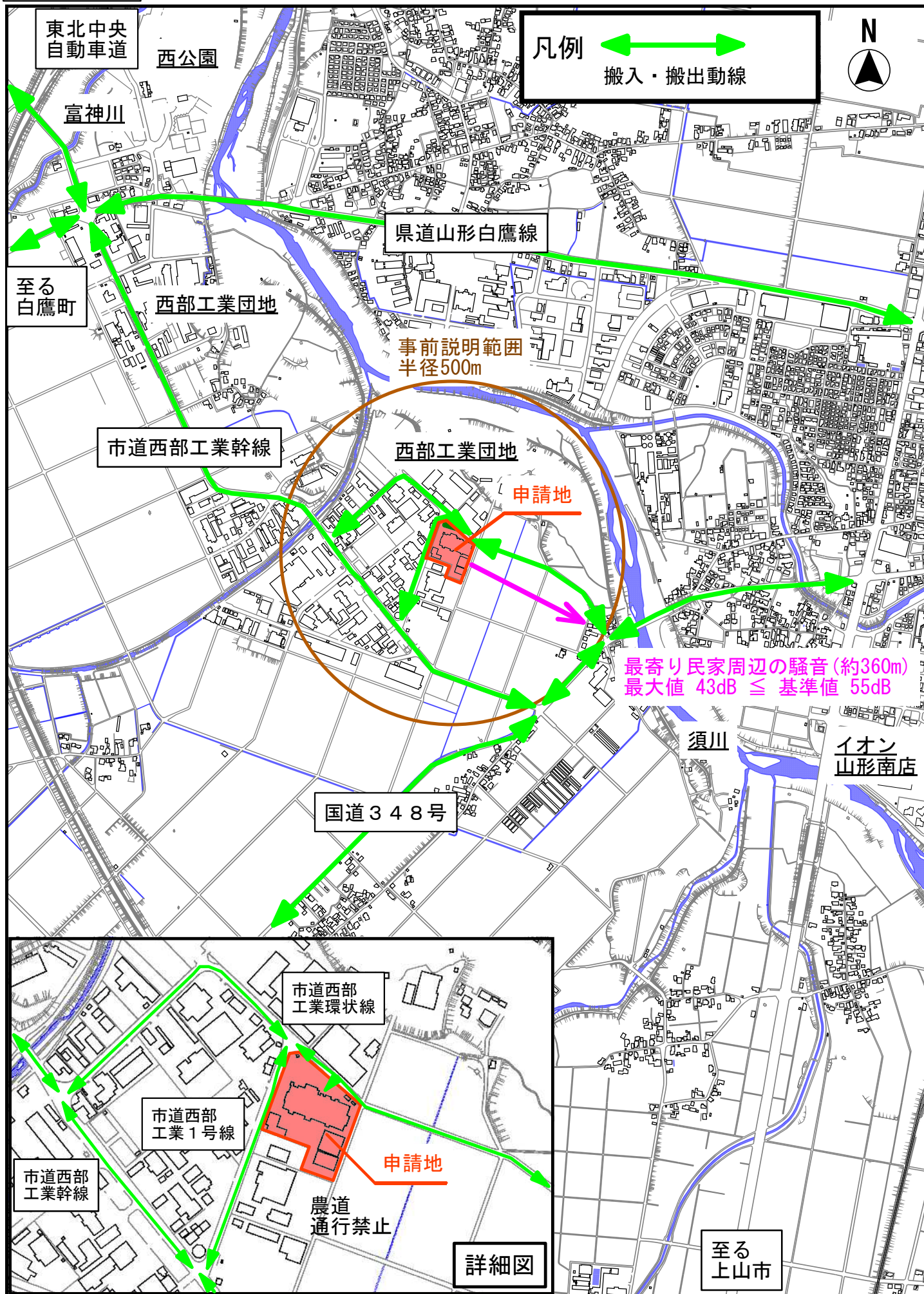


2階平面図



1階平面図

車両運行図



# 処理工程図

## 廃棄物受入れ

廃プラスチック類、木くず：山形県内  
事業系一般廃棄物：山形市内、中山町内

### 計量

### 保管

廃プラスチック類  
事業系一般廃棄物



木くず



### 破碎



### 焼却

敷地内の焼却設備にて焼却



塩素含有物  
(塩ビパイプなど)

### 埋立て



中山町の自社所有最終処分場に  
運搬して埋立て

# 山形市都市計画審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づく機関の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 この市に、山形市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(審議事項)

第3条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 本市が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について、本市が提出する意見に関すること。
- (3) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 知識経験を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第5条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時に専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第8条 審議会の事務を処理するため、幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、まちづくり政策部において処理する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年3月20日条例第16号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。（以下略）

附 則（昭和50年3月20日条例第5号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年6月22日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（平成3年3月26日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の山形市都市計画審議会条例第3条第2項第2号の規定により現に委嘱されている委員の任期満了に伴い、当該委員の後任委員として委嘱される者の任期は、この条例による改正後の山形市都市計画審議会条例第4条第3項の規定にかかわらず、市長が別に定める。

附 則（平成7年6月28日条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

- 2 改正後の第4条第1項に基づいて新たに委嘱された委員の任期については、同条第3項の規定にかかわらず、市長が別に定める。

附 則（平成11年12月24日条例第50号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月16日条例第42号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月21日条例第77号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

# 山形市都市計画審議会運営要綱

## (趣 旨)

第1条 この要綱は、山形市都市計画審議会条例（昭和44年市条例第32号。以下「条例」という。）に定めがあるもののほか山形市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

## (招 集)

第2条 会長は条例第7条第1項に規定する審議会の会議（以下「会議」という。）の招集をするときは、当該会議が開催される2週間前までに、委員に対して開催の日時、場所及び審議事項等を明示した通知を行うものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じ、その暇がないときは、この限りでない。

## (委員の参集)

第3条 委員は、前条に定める通知を受けたときは、当該通知に従い、会議に参集するものとする。

2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その旨を会長に届け出るものとする。

## (仮議長)

第4条 委員の任期満了後、最初に行われる市長が招集する会議において会長を選任するときは、委員の互選により仮議長を選任し、当該仮議長が、会長の選任までの議事を進行するものとする。

## (会議の公開)

第5条 会議は、山形市情報公開条例（平成9年市条例第39号）第29条第1項の規定に基づき、原則として公開するものとする。

2 会議の公開の方法その他必要な事項は、会議の公開に関する実施要領(平成10年12月1日施行)の定めるところによる。

## (傍聴定員等)

第6条 会議の傍聴定員は、5人以上10人以内とする。

2 会議の会場には、前項の傍聴定員に対応する一般傍聴席のほか、報道機関に対応する報道席を設けるものとする。

## (傍聴手続等)

第7条 傍聴の受付は、会議の開始30分前から開始予定時刻までに行うものとする。この場合、審議会は、一般傍聴者及び報道機関に対し、傍聴受付簿（別記様式）に所定の事項を記載するよう要請するものとする。

2 審議会は、一般傍聴者の傍聴に係る傍聴要領（別紙）を定め、会場内の秩序維持を図るものとする。

3 審議会は、一般傍聴者及び報道機関に対し、当該会議で用いる資料と同様の資料を配布するよう努めるものとする。

## (採 決)

第8条 会議に諮られた議案の採決は、挙手によるものとする。

(議事録)

第9条 審議会において議事録を作成し、議長及び議長の指名した2人以上の委員が署名するものとする。

(議事録等の閲覧)

第10条 閲覧に供するため、公開された会議の議事録及び当該会議で用いた資料を、審議会終了後、まちづくり政策部まちづくり政策課窓口に備え付けるものとする。

2 前項に定める議事録等の閲覧は、当該会議を行った日の属する年度からその翌年度末までとする。

(関係者の出席)

第11条 会長は、諮問された事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

# 山形市都市計画審議会委員名簿

第1号委員（市議会議員）		
氏名		備考
井上 和行		
鈴木 進		
川口 充律		
斎藤 淳一		
第2号委員（知識経験を有する者）		
氏名		備考
平吹 和之		山形県建築士会
高澤 由美		山形大学
姥浦 道生		東北大学
三浦 秀一		東北芸術工科大学
柿崎 喜世樹		山形県弁護士会
岩田 雅史		山形商工会議所
佐藤 吉子		山形農業協同組合
遠藤 紀江		山形市農業委員会
今泉 吉郎		山形県宅地建物 取引業協会山形
宮舘 照彦		山形市自治推進委員 長連絡協議会
鈴木 美香		山形県保育協議会
峯田 益宏		株式会社山形新聞社
橋本 裕樹		国土交通省 山形河川国道事務所
川井 伸		山形警察署

【任期 令和5年6月30日まで】



## 山形市都市計画審議会幹事名簿

職 名	氏 名	備 考
まちづくり政策部長	渡 邊 俊	幹事長
まちづくり政策部都市政策調整監	熱 海 裕 章	
企画調整部長	畑 口 和 久	
商工観光部長	高 橋 清 真	
農 林 部 長	吉 原 仁	
都市整備部長	伊 藤 林 也	
上下水道部長	佐 藤 政 己	
企画調整課長	工 藤 茂	
雇用創出課長	長谷川 悌 一	
山形ブランド推進課長	高 橋 大	
農 政 課 長	大 沼 裕 子	
まちづくり政策課長	丹 野 善 彦	
まちなみデザイン課長	関 宏 之	
建築指導課長	鏝 水 政 一	
公園緑地課長	高 橋 芳 昭	
道路整備課長	増 子 俊 昭	
河川整備課長	田 中 一 義	
道路維持課長	佐 藤 秀 弘	
経営企画課長	西 塔 浩 人	